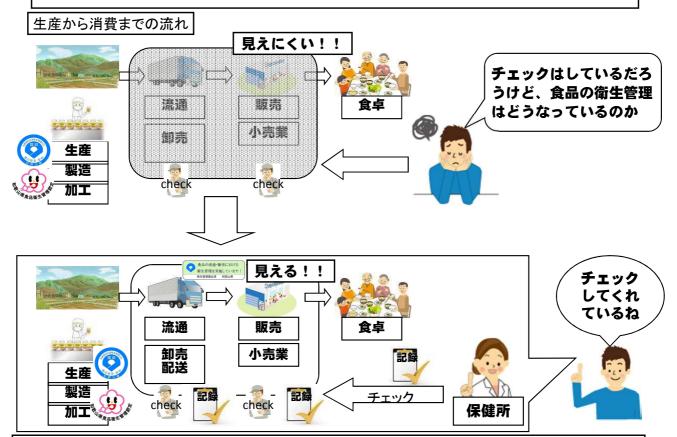
## 食品流通及び販売事業者の衛生管理向上のために

~流通及び販売における衛生管理届出制度~

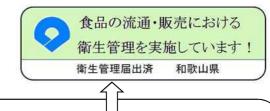
流通及び販売事業者の皆さんに県が作成した衛生管理マニュアルに取組んでいただき、その取組みを保健所が評価することで、消費者の方々に見えにくかった事業者の衛生管理を「見える化」し、提供する食品の高い安全性を示すことで、販売力向上の一助にしていただくための制度です。



マニュアルに基づき実施していただいた衛生管理の記録を保健所が定期的に確認させていただくことで、事業者が取扱う食品の高い安全性が確保されると共に、不測の事態が発生した場合にでも、迅速な対応が可能になり、 影響を最小限にとどめることができます。

## 制度を利用していただける事業者は

- ・卸売市場、流通センター、冷凍・冷蔵施設
- ・魚、牛乳、肉などの販売店、スーパーなど
- ・食品を輸送、配送する運送業者
- ・選別場、選荷場 です。

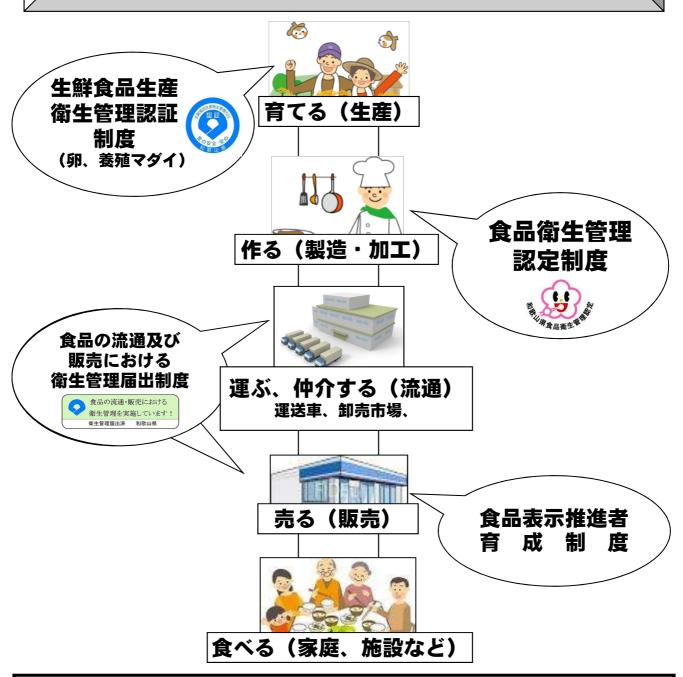


## 届出していただくと・・・

届出していただいた事業者の皆さんには、届出済みステッカーを交付しますので、このステッカーをお店やトラック等に貼っていただき、消費者の方々に取組みをPRできます。

また、県ホームページ「食の安全・安心わかやま」で届出済み事業者の名 称等を掲載しますので、消費者及び取引事業者の皆さんにもPRできます。

## フードチェーン(生産から消費)全体における 食品の高い安全性を確保するため、事業者の 皆さまの取組みを支援します。



【このチラシの内容に関するお問い合わせは…】

和歌山県 環境生活部 県民局 食品・生活衛生課 食品情報班

TEL 073-441-2622/FAX 073-432-1952

e-mail: e0316001@pref.wakayama.lg.jp

食の安全安心わかやま http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/